

発注基準の主な改正内容について

(H29年6月)

(1) 住所要件の見直し(地元企業への優先発注)

①路面塗装工事

(改正前) 「県内本店及び県内受任者」

(改正後) 「市内」

※「500万円未満の路面塗装工事」と「単価契約」が対象。

②建築電気工事

(改正前) 5000万円以上：「市内及び市内受任者」

5000万円未満：「市内」

(改正後) 5000万円以上：「市内」

5000万円未満：「市内」 ※変更なし

③路面清掃業務

(改正前) 「県内本店及び県内受任者」

(改正後) 「市内」

④橋梁点検業務

(改正前) 「県内本店」

(改正後) 「市内本店又は県内本店で市内受任者」

(2) その他

①設計業務の品質確保対策

- ・管理技術者の手持ち制限

契約違反による資格停止措置を受けた者は、管理技術者の兼務不可(1年間)

- ・建築設計「高度な業務」は、業務の必要に応じ、事務所要件(所属建築士の資格及び人数)を設定(例：所属1級建築士5名以上)

②下水管渠更生工事の改正

- ・競争性を確保しつつ、市内業者が施工実績を得やすい基準に改正。

③建設工事の発注基準の公表拡大

- ・従来からの土木等のランク発注基準の公表に加え、他業種の発注基準も公表。